

いじめ防止基本方針

神石高原町立神石小学校

1. 策定の意義

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」との認識に全職員で立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめ問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切であると考え、「神石小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2. いじめの定義

『いじめ』をいじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行わなければならない。

3. いじめ防止のための基本姿勢

神石小学校ではすべての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に主体的に取り組むことができるように、いじめ問題に次の基本姿勢で臨む。

- ①いじめを許さない。いじめられている児童を絶対に守り切る。
- ②児童の発するどんな小さなサインも見逃さない。
- ③児童一人一人の自己肯定感を高め、望ましい集団づくりを進める。
- ④いじめの早期発見・早期解決のため、学校全体で情報を共有する。
- ⑤学校・家庭・地域及び関係機関と連携する。

4. いじめ防止のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止

- 児童一人一人が主体的に学習に参加して活躍できる場を設定する。「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図り、学習に対する達成感・自己有用感を味わわせ、自尊感情を育む。
- 教科、特に特別の教科道徳などの時間に、発達段階に応じて「命の大切さ」や「思いやり」について指導を行う。教育活動全体を通して、「いじめは絶対許されない行為である。」ことを指導し、「傍観者もいじめに加担していることになる」ことを

理解させる。

(2) 児童の主体的な活動の支援

- 児童会から「いじめをなくす」ことに関する生活目標を提案させ、全校児童で守ることを指導する。また、継続的に点検・評価する。
- 生徒指導規程に準じて、児童会のきまりとして、呼び捨てやあだ名で呼び合わないことを設定させる。

(3) いじめの早期発見・早期対応

- 児童や保護者対象の「いじめアンケート」を学期に1回、年3回計画的に行い、いじめの状況を把握する。(6月・11月・2月) アンケートをもとに個人面談を行い、詳しく把握する。
- 「いじめ相談窓口」を開設し、学校だよりや掲示等で広く周知させ、児童や保護者が気軽に相談できる体制をつくる。
- 日常的な実態把握により、児童の気になるサインを見逃さない。
- 保健・生徒指導部を中心にいじめ対応についての最新情報をつかみ、全教職員で研修を行う。
- 「いじめのサイン発見シート」(文部科学省より)を保護者に提示し、いじめ防止の保護者啓発を行う。

(4) いじめへの組織的な対応

- いじめ問題を発見した時には、いじめ防止対策推進法第22条により設置する「神石小学校いじめ防止対策委員会」を中心に、全職員がいじめられた児童を守り切る立場に立ち、組織的に対応する。(別紙「神石高原町立神石小学校いじめ対策委員会要綱」を参照)

(5) 学校・家庭・地域及び関係機関との連携

- 日常的に保護者と連絡を密にとり、児童のいじめによる異変に気付いた時には、直ぐに話してもらえる信頼関係を作っておく。
- PTA及び地域の自治振興会と連携をとり、学校の基本方針を伝え、地域社会全体で児童を見守り育てる体制を整える。
- 必要に応じて関係機関(教育委員会・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・民生児童委員・駐在所・少年サポートセンターなど)と連携し、意見交流を図り、問題の解決に当たる。